

北海道農政部における工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価の特例措置について

※ 令和7年3月1日以降に契約締結する工事等のうち、令和6年度の労務単価等を適用している工事等については、次の特例措置の対象となります。

1 対象となる発注工事及び委託業務

令和7年3月1日以降に契約締結するもの

2 特例措置の内容

令和6年工事設計労務単価、令和6年施設機械工事等の労務単価及び令和6年度設計業務委託等技術者単価（基準日額）により工事価格及び業務価格を算出している工事及び委託業務については、新単価における請負代金額及び業務委託料への変更協議請求ができます。